

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構  
資格認定委員会規約

(目的)

第1条

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構資格認定委員会（以下、「委員会」という）は、臨床発達心理士の資格認定にかかわる事業を行うことを目的とする。

(委員)

第2条

委員会は若干名の委員をもって構成する。

2 委員の推薦は、内規（申し合わせ）に基づいて行う。同委員の任命は、理事会の承認を経て、代表理事が行う。

3 委員の任期は2年とする。再任は原則2期（4年）とするが、3期（6年）まで妨げない。

4 委員会の委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。

5 委員長は理事として理事会および社員総会に出席する。

(決議)

第3条

委員会決議は、委員の過半数が出席（委任状出席を可とする）し、その過半数をもって行う。

(認定結果の報告)

第4条

委員長は、認定の結果を理事会に報告し、承認を得る。

(資格認定証)

第5条

審査に合格した者に対して、代表理事は臨床発達心理士の資格認定証を交付する。

(資格の登録)

第6条

前条で資格認定証を交付された者は、臨床発達心理士の原簿に登録される。

(認定の業務)

第7条

認定の業務は臨床発達心理士資格認定細則に定める。

(本規約の変更)

第8条

この規約の変更は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

施行期日

2001年12月2日より施行する。

改定

2005年1月1日 一部改定

2008年5月31日 一部改定

2010年6月13日 一部改定

2010年12月12日 一部改定

2017年6月18日 一部改定

2019年12月15日 一部改定

2023年2月19日 一部改定

2023年6月11日 一部改定